

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会 報告書

(座長：堀場 勇夫)

令和7年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和6年度においては、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和7年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 岡崎 浩 巳

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

令和6年4月現在

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学国際学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村 俊介	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	宍戸 邦久	新潟大学経済科学部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	福重 元嗣	大阪大学大学院経済学研究科教授
	御船 洋	中央大学名誉教授
	望月 正光	関東学院大学名誉教授

目 次

調査報告

- 人口減少時代の基礎自治体のあり方
地方が自立していくために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ふるさと納税制度の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

調查報告

人口減少時代の基礎自治体の在り方 地方が自立していくために

基本問題に関する調査研究会
2024年4月26日(金)

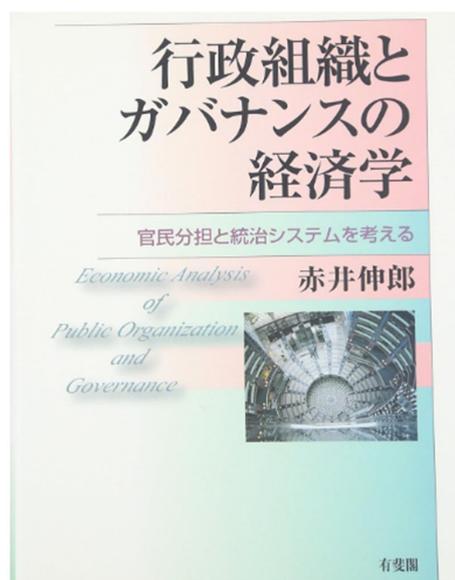
赤井伸郎
大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
akai@osipp.osaka-u.ac.jp

簡単な自己紹介

- 専門分野
 - ✓ 公共経済学
 - ✓ 地方財政論
 - ✓ 地方財政運営のガバナンス

- 関連著書

関連著書



本日の流れと議論のポイント

1:人口減少により収支悪化の危険性：持続可能性の危機=>その背景にあるメカニズムの把握：
規模の経済性、密度の経済性、集積の経済性

2:持続可能性向上のために!

3:今後の国と地方の役割分担
—まず、国がすべきこと—

2

基礎自治体の役割 受益者負担と財政均衡

- 基礎自治体は、もっとも住民に近いところに位置し、住民に直接かかわるサービスを提供。
- この場合、基礎自治体の域を超えるスピルオーバーを除けば、受益を受ける住民が、そのサービスコストを負担するのが望ましい。
- なぜなら、負担することによって真に望ましい公共サービスを議論することが可能となり、いわゆるガバナンス機能が発揮される(受益者負担の原則)。
- そのとき、歳入と歳出は各基礎自治体においてバランスし、財政収支は均衡する。

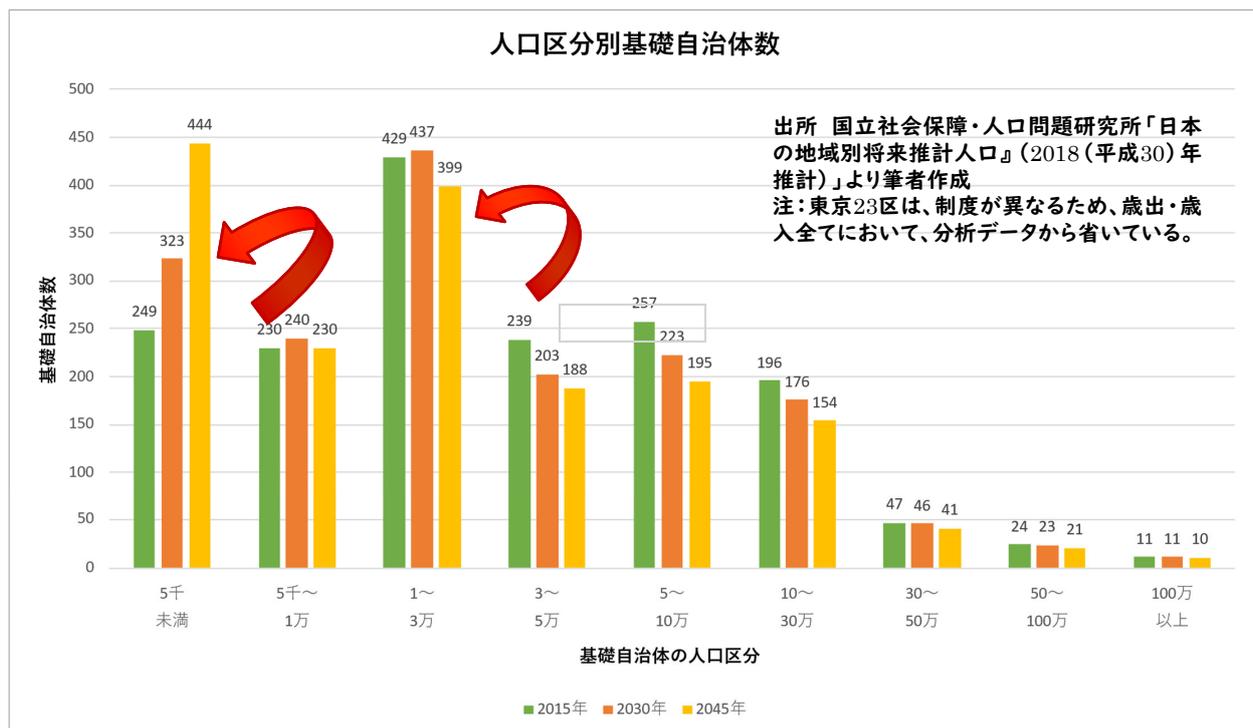
3

財政格差を生む人口格差

- しかしながら、国全体の合計では財政収支の均衡が行えるように総歳出と総歳入をセットしたとしても、実際は、財政収支の均衡が困難な基礎自治体が存在。=>財政格差。
- 財政格差を引き起こす要因として、まず、思いつくのは人口の格差。
- どのくらいの格差があるのか見てみよう。

4

自治体規模の概観



5

基礎自治体間で、人口格差がある下で、 一人当たり財政収支に格差が出ない条件

- 命題：以下の条件のもとでは、基礎自治体間で住民人口に格差があったとしても、全基礎自治体で財政収支（歳出と歳入の差）は、一定となり、財政格差は生じない。
-
- ✓ **条件1（規模の経済性なし・密度の経済性なし）**：生活に必要な一定の公共サービスに関して、その一人当たり費用（歳出）は、全ての基礎自治体で一定。すなわち、生活に必要な公共サービスの費用は、人口に比例。
- ✓ **条件2：（集積の経済性なし）**企業が集積することにより経済力が生まれる状況はなく、経済力および、その結果としての地域の魅力度が反映される土地や家の一人当たり固定資産額（および、固定資産税収）に地域間の差はない。すなわち、地域全体の経済力（地域の魅力度）は、人口に比例。
- ✓ **条件3：（所得格差なし）**：地域住民の一人当たり所得に地域間の差はなく、一人当たり歳入（個人市町村民税収）に地域間の差は生じない。

6

理由

1. 仮にこれらの3つの条件が成立していれば、各地域で必要となる歳出および歳入は、一人当たりベースで同じとなり、基礎自治体間での財政格差は、一人当たりベースで存在しない。
2. 各基礎自治体の人口分布とも独立であり、（人口減少後も、一人当たりの所得や経済力が変わらないとすれば）、人口減少からも影響を受けない。
3. すなわち、人口が減れば、その分、歳出と歳入は減少し、一人当たり収支は変化しないからである。
4. このとき、一人当たりベースで収支を賄えるだけの歳入と歳出、すなわち、「税収を確保できる税制」および「公共サービス水準」がセットできれば、全基礎自治体で収支は均衡する。

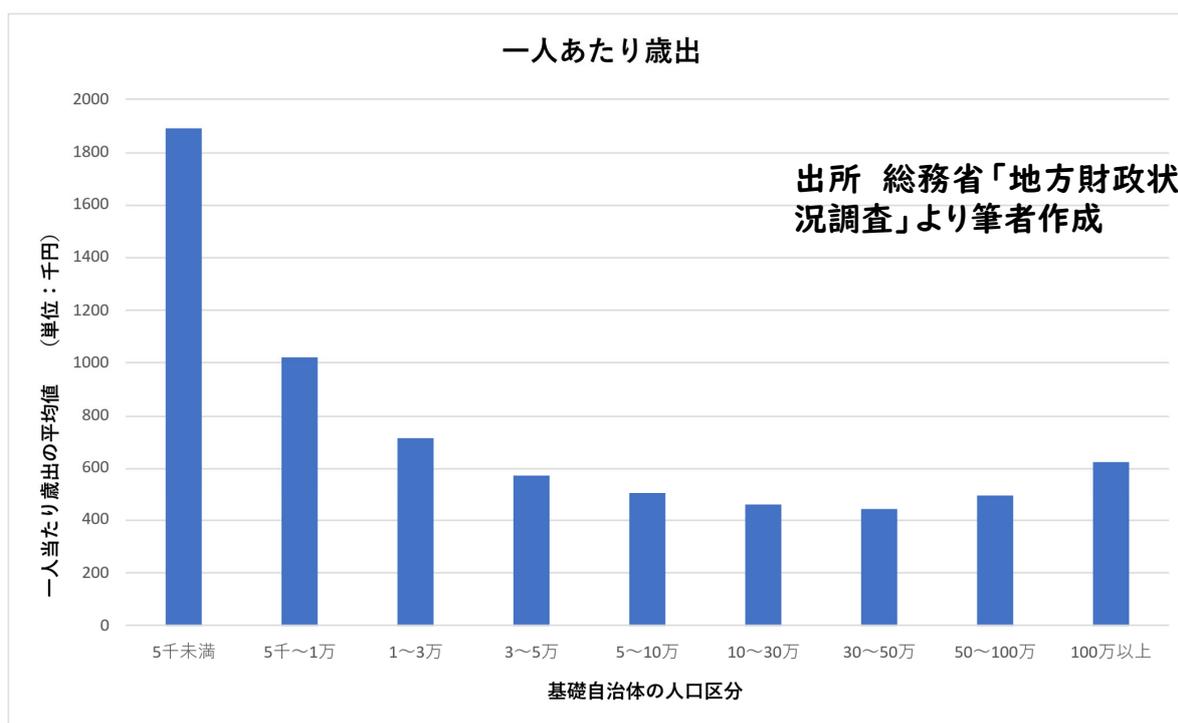
7

現実における条件の崩壊 条件Ⅰ

- **条件Ⅰの崩壊（規模の経済性の存在・密度の経済性の存在）**
- 公共性の高い公共サービス（生活を支えるインフラが例）は、固定費が大きいことが多い。
- このとき、公共サービスに規模の経済性が存在する。同じレベルの公共サービスを提供する場合においても、地域住民人口の差によって、その一人当たり費用（歳出）は異なり、必要な歳出に差が生まれる。
- すなわち、各基礎自治体における必要な歳出は、人口とは比例せず、人口が小さいほど、一人当たり費用（歳出）は大きくなる。
- なぜなら、人口が少なくても、生活を支える公共インフラの維持・公共サービスの提供に一定のコスト（固定費）がかかるから。
- 加えて、人口が一定であっても、面積に対して人口が小さい基礎自治体は、人口密度が低いため、密度の経済性の問題が生じ、人口一人当たり費用は、大きくなる。

8

条件Ⅰが崩壊している状態：データ確認 人口区分別一人当たり歳出（2022（令和4）年度）：単位 千円



9

現実における条件の崩壊 条件2

- **条件2の崩壊：(集積の経済性の存在)：**
- 企業や人口が集積しビジネスの拠点となったり、工場が集積したりしている場合には、その集積によって経済力に差が生まれる。
- 基礎自治体に集積の経済性によって生まれる経済力の差、すなわち、地域の魅力度に差があれば、各基礎自治体に所在する固定資産の総額は、各基礎自治体の人口とは比例しない。
- 結果として、固定資産額の差を通じて、一人当たり歳入(固定資産税)の差が生まれる。

10

条件2が崩壊している状態：データ確認

一人当たり固定資産税課税標準額(個人・法人別・資産タイプ別)(2022(令和4)年度):単位 千円

		土地	家屋	償却資産	合計
個人	大都市	1,400	1,586	16	3,001
	都市	1,038	1,350	21	2,409
	町村	874	1,273	42	2,189
	全国計	1,130	1,413	21	2,564
法人	大都市	1,685	1,443	857	3,985
	都市	601	830	1,023	2,455
	町村	471	932	1,763	3,165
	全国計	909	1,019	1,036	2,964
合計	大都市	3,085	3,028	873	6,986
	都市	1,639	2,180	1,044	4,863
	町村	1,345	2,204	1,804	5,354
	全国計	2,039	2,431	1,057	5,528

出所:総務省「令和4年度 固定資産の価格等の概要調書」より筆者作成

注:「大都市」は政令市と特別区。「都市」は政令市以外の市。

11

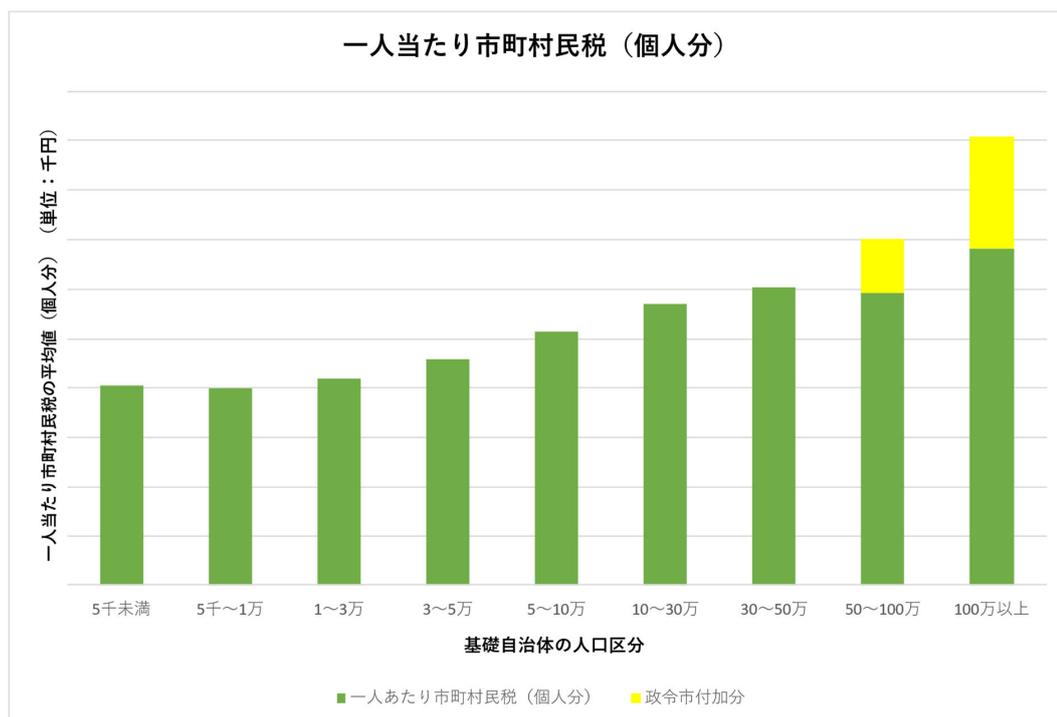
現実における条件の崩壊 条件3

- **条件3の崩壊：(所得格差の存在)**
- 所得に格差があれば、各基礎自治体の総所得は、各基礎自治体の人口とは比例しない。
- 結果として、一人当たり歳入(市町村民税(個人分))の差が生まれる。

12

条件3が崩壊している状態：データ確認

人口区分別一人当たり歳入(市町村民税(個人分))(2022(令和4)年度):単位 千円



出所:総務省「地方財政状況調査」より筆者作成
注:政令市については、税率が2%分高いことから、その影響部分は、政令市付加分として区別し表示している。
注:東京23区は、制度が異なるため、分析データから省いている。

13

人口減少に耐え財政の持続可能性を高めるために。

1: 条件を崩壊させない。

- 命題の振り返り: 以下の条件のもとでは、人口減少しても財政格差は生じない。
-
- ✓ 条件1 (規模の経済性なし・密度の経済性なし)
- ✓ 条件2: (集積の経済性なし)
- ✓ 条件3: (所得格差なし)

- ✓ =>この条件を崩壊させないことは可能か?
- ✓ 規模・密度は、技術的な面に依存する。
- ✓ 集積は、それ自体が成長の源泉。
- ✓ 所得格差は、集積による生産性と関連
- ✓ =>DXにより緩和可能だが、限界あり

14

人口減少に耐え財政の持続可能性を高めるために。

2: 条件崩壊を受け入れ、その状態を活用する

- 命題の振り返り: 以下の条件のもとでは、人口減少しても財政格差は生じない。
-
- ✓ 条件1の崩壊: (規模の経済性・密度の経済性あり)
- ✓ 条件2の崩壊: (集積の経済性あり)
- ✓ 条件3の崩壊: (所得格差あり)

- ✓ =>この状態で、人口減少は、コストを上げ、生産性を下げ、所得格差を拡大する。
- ✓ =>そうしないためには、規模の維持、密度の維持=>その結果、所得格差も維持。

15

規模の維持

- 基礎自治体で人口規模を維持する。
- =>市町村連携
- =>クラウド活用
- =>市町村合併
- (先行研究よりの知見、「吸収合併であればコンパクト化するが、対等合併であればコンパクト化しない」)

16

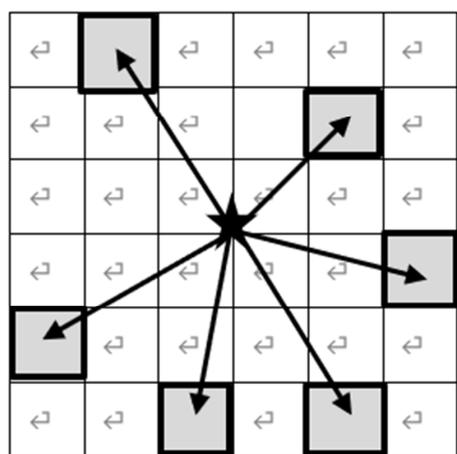
密度の維持=>コンパクト化=> 評価のための指標作成

- 人口密度の維持、人口のスポンジ化を止める。=>コンパクト化の推進。
- =>コンパクトシティを評価するには、適正な指標による計測が必要。(人口密度では十分ではない)
- 「基準化された標準距離 (Normalized Standard Distance、NSD)」<=都市の居住者の相対的な「近接性」や「人口密度」を反映して計算される、都市のコンパクト度を表す指標
- NSDの定義:各市町村を約1km四方でメッシュ化し、各メッシュの重心(重力中心)にあたる座標(緯度と経度)をそのメッシュの人口(夜間人口)で重みづけすることで市町村の人口重心となる地点(市町村の中心点)を求め、その市町村の中心点から各メッシュまでの地表面距離の2乗を人口で加重平均して平方根を取った値(SD)を、市町村人口の平方根で除したもの(NSD)である。なお、この指標は、沓澤・赤井・竹本(2018)で提案されたものである。

17

標準距離のイメージ

図1 標準距離算出のイメージ



都市の中の人口の重心（図中の星印）から人口の存するすべてのメッシュ（黒い枠内）までの距離について、メッシュ内の人口数の重み付けをした上で標準偏差を算出。

（資料）筆者作成

18

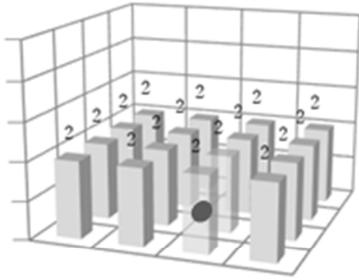
人口の重心と標準距離との関係（富山市の例）



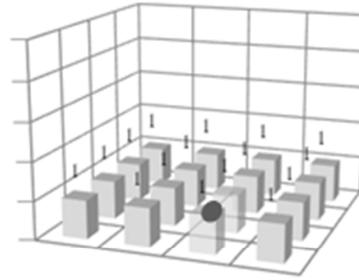
注）点は市役所、人口重心と市民病院、灰色は市街化区域と用途が指定されている地域、太線は富山市の区域。円は人口の重心を中心に標準距離（6.54km）を半径とする円。

（資料）国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」から作図

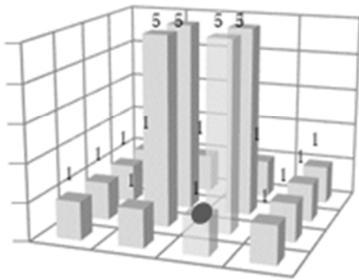
19



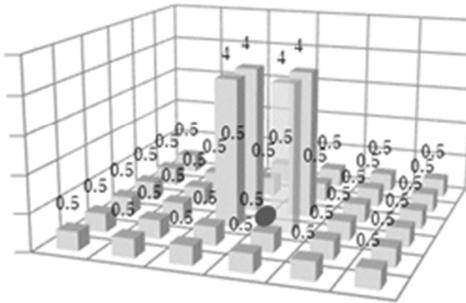
(A市) ← 人口:32万人,市街地面積:16km²,
人口密度:2万人/km²
SD=1.58, NSD=0.28 ←



(B市) ← 人口:16万人,市街地面積:16km²,
人口密度:1万人/km²
SD=1.58, NSD=0.40 ←



(C市) ← 人口:32万人,市街地面積:16km²,
人口密度:2万人/km²
SD=1.22, NSD=0.22 ←



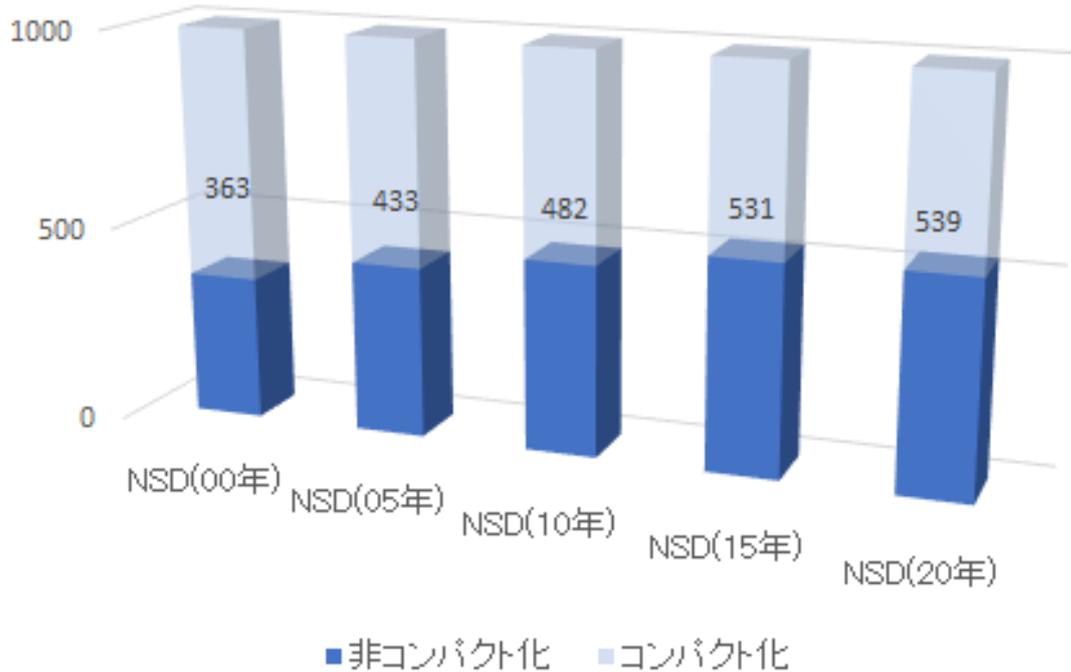
(D市) ← 人口:32万人,市街地面積:36km²,
人口密度:0.89万人/km²
SD=1.29, NSD=0.23 ←

NSDの概観

人口規模	都市数	平均	標準偏差	最小値	最大値	最大値/最小値
50万人以上	29	0.638	0.198	0.328 (東京都特別区)	1.067 (新潟県新潟市)	3.254
20-50万人	81	0.844	0.347	0.366 (東京都西東京市)	1.952 (山口県下関市)	5.331
10-20万人	151	1.097	0.565	0.366 (東京都小金井市)	3.386 (岩手県一関市)	9.253
5-10万人	261	1.560	0.902	0.341 (東京都狛江市)	4.925 (熊本県天草市)	14.424
3-5万人	243	2.166	1.318	0.531 (兵庫県播磨町)	10.964 (長崎県対馬市)	20.638
1.5-3万人	291	2.690	1.622	0.476 (大阪府島本町)	12.230 (北海道別海市)	25.719
	1056					

注:2015年度の計測値。東京23区は、一つの自治体として処理している。

5年前比で非コンパクト化した市町村数



大阪府の事例：市町村コンパクトランキング(2020)

1	大阪府大阪市	0.346	34	大阪府貝塚市	0.746
2	大阪府寝屋川市	0.403	35	大阪府忠岡町	0.772
3	大阪府門真市	0.407	36	大阪府四條畷市	0.839
4	大阪府吹田市	0.415	37	大阪府太子町	0.899
5	大阪府高石市	0.420	38	大阪府阪南市	0.920
6	大阪府八尾市	0.427	39	大阪府河南町	1.311
7	大阪府豊中市	0.427	40	大阪府岬町	1.854
8	大阪府東大阪市	0.436	41	大阪府豊能町	2.040
9	大阪府高槻市	0.447	42	大阪府千早赤阪村	2.768
10	大阪府泉大津市	0.449	43	大阪府能勢町	3.317

大阪府内市町村コンパクト維持ランキング
(直近20年＝2020/2010) 17位までは1をキープ。

1	大阪府田尻町	0.900
2	大阪府池田市	0.904
3	大阪府島本町	0.910
4	大阪府和泉市	0.917
5	大阪府大阪市	0.938
6	大阪府泉佐野市	0.945
7	大阪府茨木市	0.955
8	大阪府豊中市	0.970
9	大阪府吹田市	0.972
10	大阪府高槻市	0.974

33	大阪府門真市	1.067
34	大阪府松原市	1.069
35	大阪府四條畷市	1.069
36	大阪府富田林市	1.076
37	大阪府箕面市	1.083
38	大阪府河南町	1.084
39	大阪府阪南市	1.115
40	大阪府豊能町	1.143
41	大阪府岬町	1.146
42	大阪府千早赤阪村	1.155
43	大阪府能勢町	1.215

24

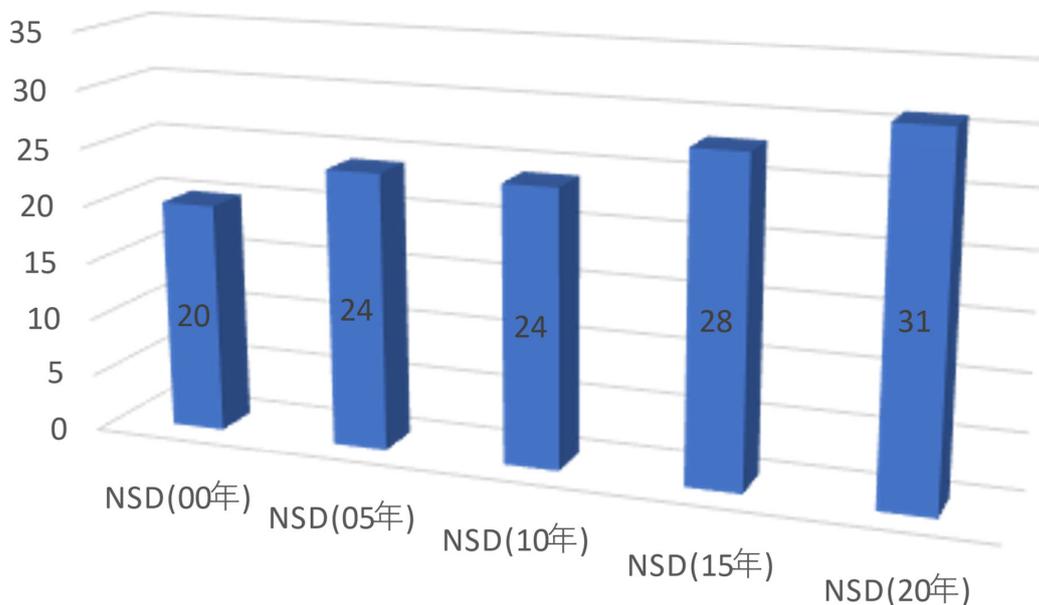
大阪府内市町村コンパクト維持ランキング
(直近5年＝2020/2015) 13位までは1をキープ。

1	大阪府島本町	0.955	33	大阪府羽曳野市	1.019
2	大阪府池田市	0.963	34	大阪府貝塚市	1.021
3	大阪府茨木市	0.978	35	大阪府大東市	1.024
4	大阪府大阪市	0.978	36	大阪府千早赤阪村	1.025
5	大阪府高槻市	0.980	37	大阪府田尻町	1.025
6	大阪府摂津市	0.984	38	大阪府忠岡町	1.025
7	大阪府豊中市	0.985	39	大阪府豊能町	1.029
8	大阪府吹田市	0.989	40	大阪府太子町	1.034
9	大阪府泉佐野市	0.991	41	大阪府箕面市	1.036
10	大阪府四條畷市	0.995	42	大阪府阪南市	1.036
			43	大阪府能勢町	1.056

25

5年前比でスプロール化した市町村数

5年前比でスプロール化した市町村数



26

規模・密度と歳出・歳入

	Model 1 (ln 一人当たり 歳出総額)	Model 2 (ln 一人当たり 歳出総額)	Model 3 (ln 市街地面積当 たり固定資産税)	Model 4 (ln 市街地面積当 たり固定資産税)
ln NSD	0.1201 *** (0.0193)	0.1265 *** (0.0185)	- 1.1889 *** (0.0371)	- 1.1820 *** (0.0339)
(ln NSD) ²	0.1363 *** (0.0143)	0.1332 *** (0.0141)		
ln 人口	- 0.0704 *** (0.0142)	- 0.0717 *** (0.0141)	0.0963 *** (0.0309)	0.0845 *** (0.0217)
補正済み決定係数	0.6080	0.6078	0.8330	0.8333
標本数	751	751	751	751

注) *** は 1%, ** は 5%有意, 括弧書きは標準誤差である。

出所:竹本・沓澤・赤井(2020)より抜粋

NSDを高めれば(コンパクトにすれば)、一人当たりの歳出は減り、面積当たり税収は増える。

27

人口減少時代の国と地方の役割分担

- ✓ 人口減少により生じる規模の不経済、集積の不経済、それらから生じる人口格差などのメカニズムを自治体が理解し、自治体構造を自ら再構築していければ、受益者負担原則にも寄り添い、効率的で地方交付税に頼らない持続可能なシステムが維持できる。それは、地方分権とも両立する。
- ✓ しかしながら、それができないのであれば、地方が自立できなくなり、国や県がより多くの財源や仕事を担わざるをえなくなる。
- ✓ =>人口減少に悩む自治体には、そのことを考える時間も人材もないのが現状。今、まず、国や県が地方自治体においてすることは、その考えるきっかけ（インセンティブも含めて）を与え、より踏み込んだ改革に踏み出す意味を伝えることかも。

第1回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】令和6年4月26日（金）18:00～19:00

【場所】中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及びSkype for Businessによるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

堀場座長、中井座長代理、赤井委員、木村委員、西川委員、橋本委員、花井委員、林委員、福重委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「人口減少時代の基礎自治体のあり方 地方が自立していくために」

3 閉会

【議事概要】

「人口減少時代の基礎自治体のあり方 地方が自立していくために」

（1）説明

発表資料に基づき、赤井委員より説明。

（2）質疑応答

○ 資料6ページ以下の議論について、ここで言う歳入は、交付税措置を考慮に入れているのか。

→ここでは、自治体間の財政格差について考察しているので、交付税による財政調整を考慮に入れず、実際の歳出と実際の自主財源による歳入でみた際の議論をしている。

○ 資料8ページで言っている「規模の経済性」「密度の経済性」について、最適な規模や最適な密度という概念が存在するのではなく、規模や密度が高まると、経済性もますます高まるといったようなイメージなのか。

→たしかに、最適規模のようなものが存在する可能性はあり、その場合、最適規模を超えている自治体においては、規模が縮小した方がコストは下がるということはあると思われる。もっとも、今回の議論で念頭に置いているのは、主に、既に相応に小規模な団体において、さらなる人口減少が起きるケースであり、その場合、資料9ページのグラフにもあるとおり、より小規模な団体ほど、一人あたりのコストが上昇している姿となっている。

○ 分析のうち、一人あたりの歳出について。地方の歳出については、社会保障や生活保護といった再分配的な社会移転が多く含まれており、それらは純粋な公共サービスの提供とは異なることから、その部分を除いたデータとすると、より説得的な分析となるように感じた。

→指摘のとおり、たとえば同じ一人あたりでも、若者と高齢者とで分けるなど、より細かい分析の余地はあると考えている。

○ コンパクト化のための具体的な施策について。特に、本研究でテーマとしている比較的小規模な団体について、こういった打ち手が考えられるのか。

→その点は、様々な議論や制約があり、政策当局も苦労していると思うが、例えば、市街化調整区域の設定といった土地利用の規制をしっかりと行っているところでは、コンパクト化を維持できているようである。もっとも、広大な土地があり、大型の商業施設があって利便性の高い郊外に住宅立地が進むのはやむを得ないことでもあり、難しい問題である。

○ 本研究が念頭に置いている自治体内のコンパクト化について。ある自治体の中で、例えば合併を契機として、中心部に人口の集約が進むようなケースは実際にもみられている。一方で、例えば、人口2万人程度の都市でそのようなコンパクト化が進むことは、果たして集約のメリットの面で十分かという問いもあり、周囲のより大規模な（例えば20万人程度の）都市に引きつけられていくことが重要であるとするならば、それは自治体間の問題ではないかとも考えられる。

→そのとおりであり、自治体の中におけるコンパクト化の話と、自治体間の連携や合併による人口規模の維持の話は区別して考える必要があると思われる。

- 資料の 19 ページに富山市の例を載せているのは、どのような意図なのか。
- 標準距離 (Normalized Standard Distance、NSD) の概念のイメージとして、コンパクトシティの取り組みの代表例である富山市を挙げている。具体的な富山市のNSDは、資料には掲載していないが、イメージとしては、資料 20 ページのA市のような状態から、コンパクト化の進展によりC市に近い状況になっている (=NSDが低下している) と考えられる。
- 資料 5 ページのグラフにもある人口区分に基づいた都市分布の捉え方について、例えば人口 3 万人以下の区分などは、理論家が考えているところのいわゆる「農村」であり、そうしたところには、今回の規模の経済性や集積の経済性といった議論はあてはまらないのではないか。
- 集積の経済性はないにしても、行政コストには固定費がかかることから、密度の経済性はあると考える。
- (交付税を除いた) 一人あたり歳入がコンパクト化により増えるというのは、地価が上がることで資産課税が増えるためということか。
- そのとおりである。データで見ても、コンパクト度が高いところほど地価が高いというデータは出ており、集積によりその地域の魅力や利便性が増すことで、地価が上がるということであると思われる。

ふるさと納税制度の総括

関西大学経済学部教授
橋本恭之

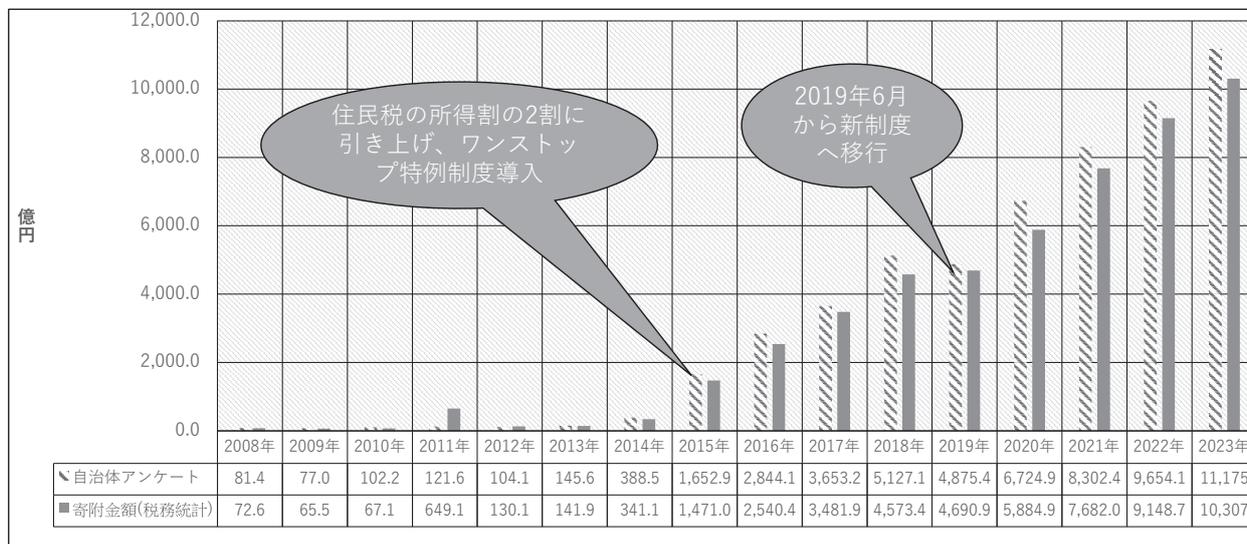
2024年11月8日（金） 令和6年度第2回総務省基本問題研究会



はじめに

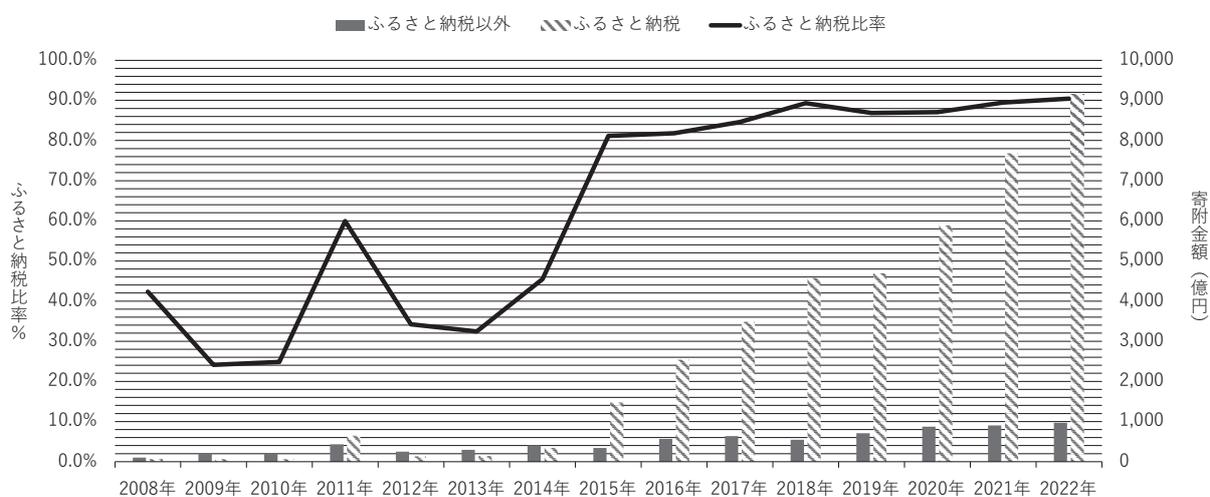
- ふるさと納税制度は、2008年度の創設以来16年を経過
- 2024年の寄付金額は、1兆307.4億円（税務統計）に到達
- 今回の報告では、ふるさと納税制度の現状を把握したうえで改善策について検討

ふるさとと納税による寄附金額の推移



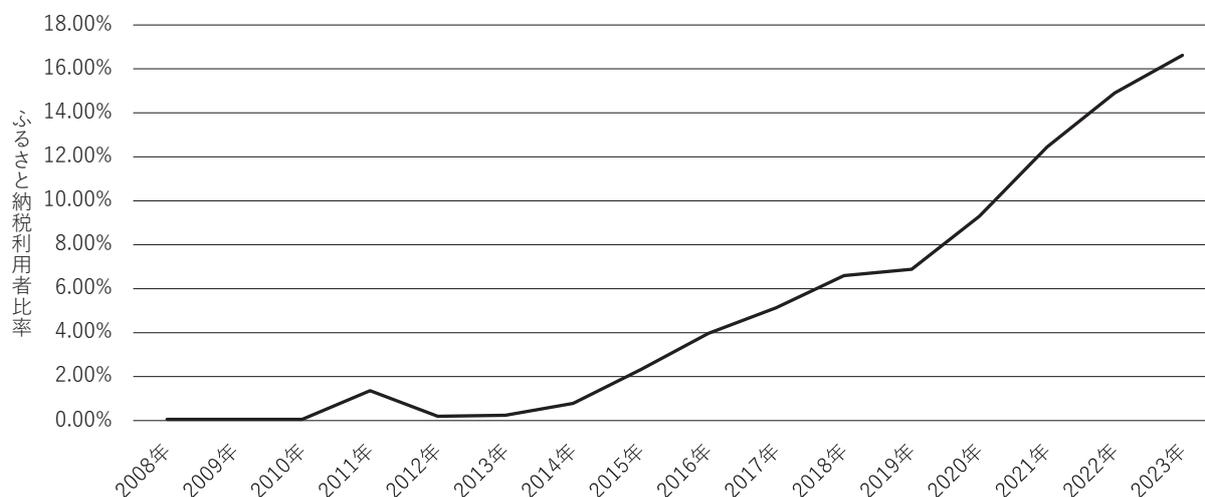
出所：総務省「ふるさとと納税に関する現況調査」各年版より作成。

ふるさとと納税とそれ以外の寄附金の推移



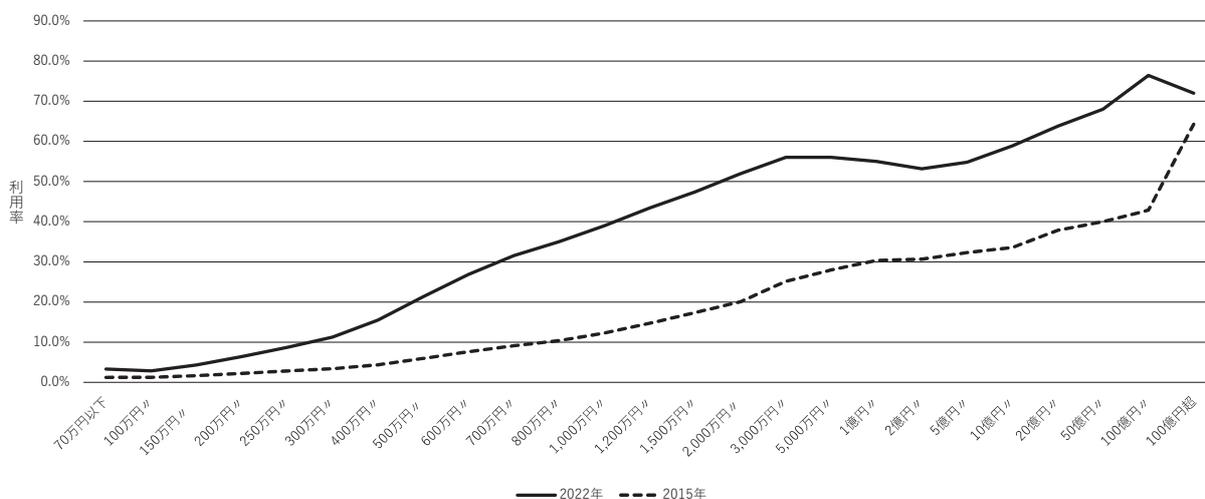
出所：総務省「市町村課税状況等の調べ」「ふるさとと納税に関する現況調査」各年版より作成。

ふるさと納税制度の利用者比率（控除適用者数／納税義務者数：個人住民税所得割）の推移



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」各年版、総務省「令和6年度 地方税に関する参考計数資料集」より作成。

所得階級別寄附金控除利用率の比較



出所：国税庁「税務統計からみた申告所得税の実態」各年版より作成。

平成31年度税制改正大綱2018年12月14日

総務大臣は、地方財政審議会の意見を聞いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

①寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体

②（①の地方公共団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体

- ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ・返礼品を地場産品とすること

7

新制度移行の影響

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
返礼品の調達に係る費用	35.4%	28.2%	26.5%	27.3%	27.8%	27.1%
返礼品の送付に係る費用	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	7.6%	7.2%
広報に係る費用	1.0%	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%
決済等に係る費用	2.2%	2.0%	2.3%	2.2%	2.0%	1.9%
事務に係る費用、その他	8.8%	8.1%	8.0%	8.6%	8.6%	11.8%
合計	55.0%	46.7%	45.1%	46.4%	46.8%	48.6%

備考：2019年度については4月、5月は旧制度のもとでの寄附を含む。

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」各年版より作成。

ふるさと納税上位10団体の推移

2018年	寄附額	2019年	寄附額	2020年	寄附額	2021年	寄附額	2022年	寄附額	2023年	寄附額
大阪府泉佐野市	498	大阪府泉佐野市	185	宮崎県都城市	135	北海道紋別市	153	宮崎県都城市	196	宮崎県都城市	193.8
静岡県小山町	251	宮崎県都城市	106	北海道紋別市	134	宮崎県都城市	146	北海道紋別市	194	北海道紋別市	192.1
和歌山県高野町	196	北海道紋別市	77	北海道根室市	125	北海道根室市	146	北海道根室市	176	大阪府泉佐野市	175.1
佐賀県みやき町	168	北海道白糠町	67	北海道白糠町	97	北海道白糠町	125	北海道白糠町	148	北海道白糠町	167.8
宮崎県都農町	96	北海道根室市	66	宮崎県都農町	83	大阪府泉佐野市	113	大阪府泉佐野市	138	北海道別海町	139.0
宮崎県都城市	96	宮崎県都農町	52	山梨県富士吉田市	58	宮崎県都農町	109	佐賀県上峰町	109	北海道根室市	125.5
大阪府熊取町	76	佐賀県上峰町	47	山形県寒河江市	57	兵庫県洲本市	78	京都府京都市	95	愛知県名古屋市	117.1
茨城県境町	61	鹿児島県南さつま市	46	兵庫県洲本市	54	福井県敦賀市	77	福岡県飯塚市	91	静岡県焼津市	106.9
北海道森町	59	山形県寒河江市	44	兵庫県加西市	53	山梨県富士吉田市	72	山梨県富士吉田市	88	福岡県飯塚市	105.1
佐賀県上峰町	53	新潟県燕市	42	静岡県焼津市	52	福岡県飯塚市	66	福井県敦賀市	87	京都府京都市	100.1
上位団体計	1,554	上位団体計	734	上位団体計	849	上位団体計	1,087	上位団体計	1,323	上位団体計	1,422.6
上位団体シェア	30.3%		15.1%		12.6%		13.1%		13.7%		12.7%

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」各年版より作成。

令和5年度受入額上位10団体

		寄附金額 (億円)	人気返礼品	直営サイト開設	備考	楽天	さとふる	ふるさとチョイス	ふるなび
宮崎県	都城市	193.8	国産牛、国産豚、国産牛・豚ミックス	○	主要代行業者と契約	○	○	○	○
北海道	紋別市	192.1	ホタテ大、米、ホタテ特大	○	代行業者20社	○	○	○	○
大阪府	泉佐野市	175.1	成形牛タン（市内工場加工）、ノルウェー産サーモン（市内工場加工）、クラフトビール	○	代行業者16社	○	○	○	○
北海道	白糖町	167.8	サーモン、ホタテ、イクラ		代行業者19社	○	○	○	○
北海道	別海町	139.0	鮭イクラ、ホタテ訳あり、ホタテ		代行業者24社	○	○	○	○
北海道	根室市	125.5	ウニ、イクラ、カニ		代行業者5社	○	○	○	○
愛知県	名古屋市	117.1	コーヒー、ウナギ、シャワーヘッド		代行業者8社	○	○	○	○
静岡県	焼津市	106.9	ツナ缶、ネギトロ1.4キロ、メバチマグロネギトロ	○	代行業者11社	○	○	○	○
福岡県	飯塚市	105.1	ハンバーグ20個、コーヒー、ハンバーグ10個		代行業者14社	○	○	○	○
京都府	京都市	100.1	おせち、中華惣菜、デニッシュセット		代行業者12社	○	○	○	○

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」、人気返礼品はふるさとチョイス掲載のベスト3、代行業者数は2024年8月5日各自治体ホームページ調査。

泉佐野市の最近の取り組み：クラウドファンディング型ふるさと納税

企業提案を随時募集



プロジェクトの目標寄附金額達成



泉佐野市内で事業開始



事業者へ補助金交付



事業開始後に返礼品送付



出所：泉佐野市ホームページ<https://furusato-izumisano.jp>（閲覧日2024年8月7日）。

11

名古屋市の返礼品ベスト3

👑 名古屋市の人気ランキング



1 珈琲浪漫アイスコーヒー

無糖 1L×12本

珈琲浪漫アイスコーヒー1L×12本
無糖

10,000 円

名古屋市 特選、特産

常温 別送



2 ReFa FINE BUBBLE PURE

ReFa FINE BUBBLE PURE

100,000 円

名古屋市 特選、特産

常温 別送



3 国産うなぎ 炭焼うな富士

炭焼うな富士 国産特大うなぎ長焼二尾入り

25,000 円

名古屋市 特選、特産

冷凍 包装 別送 日指定

出所：ふるさとチョイスホームページ<https://www.furusato-tax.jp/city/product/23100>（閲覧日2024年8月2日）。

京都市の人気ベスト3

👑 京都市の人気ランキング

<p>1</p>  <p>京都市美術館開館90周年記念展「村上隆 もののけ 京都」展覧会入場券1枚 村...</p> <p>10,000 円 (3,000 ポイント)</p> <p>京都市美術館90周年記念「ふるさと納税限定」村上隆のトレーディングカード</p> <p>常温 別送</p>	<p>2</p> <p>にぎ</p> <p>9個</p>  <p>【仁々木】祇園ぼっちり 9個入(フルーツ大福/祇をんににぎ)</p> <p>15,000 円 (4,500 ポイント)</p> <p>苺、ぶどうなど5種のフルーツをホイップクリームとあまおう苺餡で包みこんだ大福です</p> <p>冷凍 包装 別送</p>	<p>3</p>  <p>京都市美術館開館90周年記念展「村上隆 もののけ 京都」展覧会入場券5枚 村...</p> <p>50,000 円 (15,000 ポイント)</p> <p>京都市美術館90周年記念「ふるさと納税限定」村上隆のトレーディングカード</p> <p>常温 別送</p>
---	---	---

出所：ふるさとチョイスホームページ<https://www.furusato-tax.jp/city/product/26100>（閲覧日2024年2月1日）。

トレーディングカード転売



mercari なにをお探ですか? ログイン 会員登録

ホーム > おもちゃ・ホビー・グッズ > トレーディングカード > その他

SOLD

村上隆 もののけ 京都 ふるさと納税限定版 トレカ3パック 未開封

¥25,499 (税込) 送料込み

2 コメント

売り切れました

こちらの商品もおすすめです

- 村上隆もののけ京都スーパーフラ... ¥22,999
- 村上隆 108フラワーズ スーパー... ¥23,500
- 金メダル 村上隆 murakami... ¥18,888
- タコキ... ¥24,...

出所：メルカリホームページ<https://jp.mercari.com/item/m23268572275>（閲覧日2024年2月1日）。

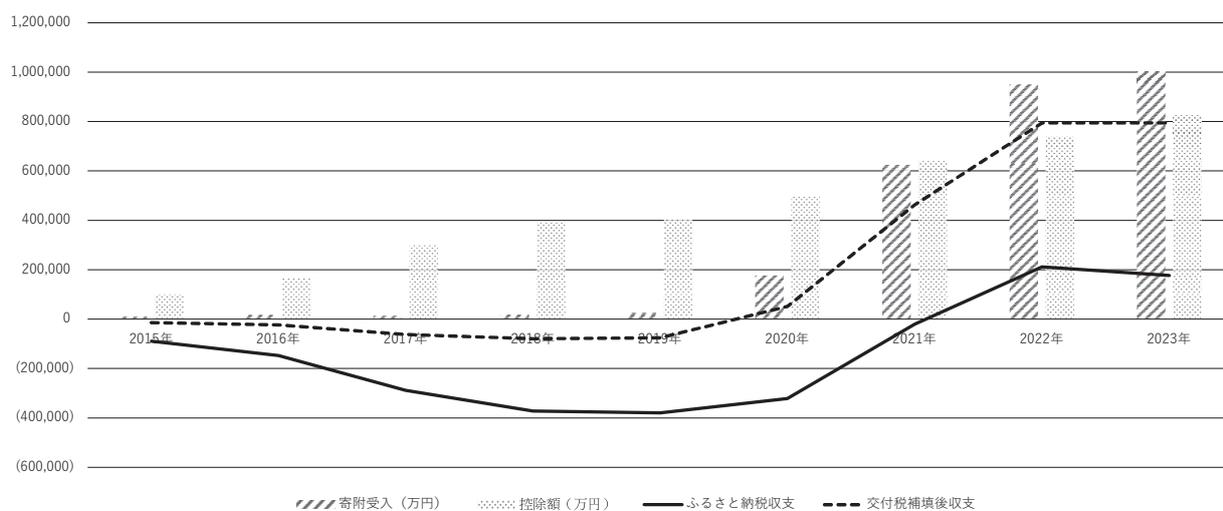
2024年度の京都市の返礼品人気ベスト3

👑 京都市の人気ランキング

 <p>1 冷蔵おせち</p> <p>【現寄付額9月まで】【京都祇園 岩元】冷蔵おせち三段重「匠」(カニver.)…</p> <p>34,000 円 (10,200 ポイント)</p> <p>味、見た目、価格と三拍子そろった毎年完売の定番大人気おせちのカニver.です</p> <p>常温 別送</p>	 <p>2 にぎ 9個入</p> <p>【仁々木】祇園ぱっちり9個入(フルーツ大福/祇をんににぎ)</p> <p>15,000 円 (4,500 ポイント)</p> <p>苺、ぶどうなど5種のフルーツをホイップクリームとあまおう苺餡で包みこんだ大福です</p> <p>冷凍 包装 別送</p>	 <p>3 京送</p> <p>【半兵衛麩】京の麩屋の田楽セット(生麩)</p> <p>8,000 円 (2,400 ポイント)</p> <p>京都の料亭でもご愛顧いただく、330年の伝統の味をご自宅で</p> <p>冷蔵 別送</p>
--	---	--

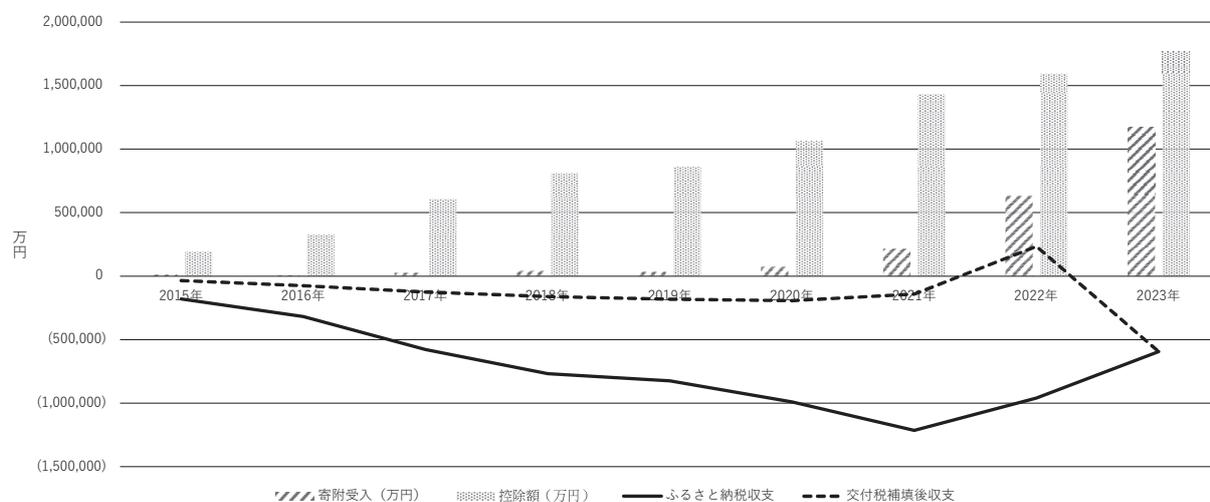
出所：ふるさとチョイスホームページ<https://www.furusato-tax.jp/city/product/26100>（閲覧日2024年8月2日）。

京都市のふるさと納税収支



備考：寄附金控除は寄附の翌年度に適用されるが、寄附がおこなわれた年での収支を見ている。
出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」「住民税控除額の実績等」各年版より作成。

名古屋市のふるさと納税収支



備考：寄附金控除は寄附の翌年度に適用されるが、寄附がおこなわれた年での収支を見ている。
 出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」「住民税控除額の実績等」各年版より作成。

ふるさと納税制度のマクロバランス（2023年）

単位：億円

返礼品調達送付費用	3,532.7	国税負担	2,425.1
広報・決済・事務費用	1,474.9	地方税負担	7,682.3
寄附充当額	5,299.8	寄附者負担	200.0
寄附金総額	10,307.4	寄附金総額	10,307.4

備考：返礼品等の経費は、税務統計の総額に自治体アンケートのシェアから推計した数値。
 出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」「令和6年度課税における住民税控除額の実績等」より作成。

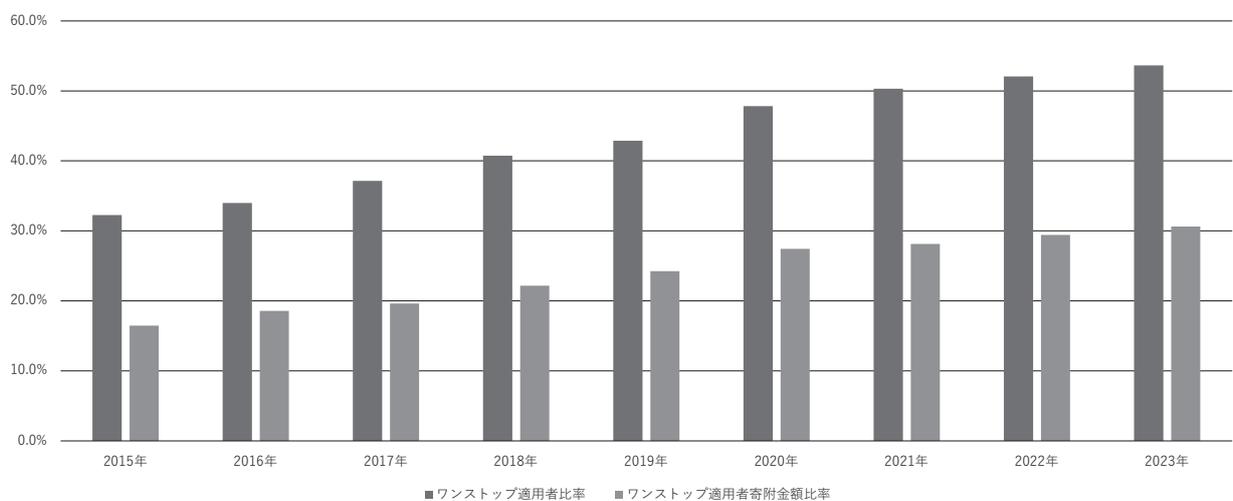
交付税配分後のマクロバランス（2023年）

単位：億円

交付税配分前		交付税配分後	
国税負担	2,425.1	国負担	7,617.9
地方負担	7,682.3	地方負担	2,489.4
寄附者負担	200.0	寄附者負担	200.0
寄附金総額	10,307.4	寄附金総額	10,307.4

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」「令和6年度課税における住民税控除額の実績等」より作成。

ワンストップ特例利用者数の推移



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」各年版より作成。

ふるさと納税制度の抜本的改革試案

- ふるさと納税制度の受入額の一部（10％）を基準財政収入に算入
改正後の自治体の実質寄附額は寄附の約40％
- ふるさと納税制度における寄附に上限額（50万円）を設定
独身者のケースで給与収入1804.7万円まで自己負担2千円で50万円の寄附が可能
- ワンストップ特例制度の撤廃
- ふるさと納税代行業者の認証制度導入

備考：自己負担2千円で寄附可能な給与収入は、総務省の「寄附金控除シミュレーション」を利用した。

基準財政収入への一部算入

- 従来、寄附は毎年確実な収入でないため基準財政収入に不算入
- ふるさと納税による寄附金は毎年右肩上がり増加
- 算入割合は、当面10％とするべき
ふるさと納税による自治体の手取りは実質的には5割
算入割合を10％にすれば40％は留保財源となる。
他の税収項目と同様に25％の留保財源とするなら25％とすべきだが
ふるさと納税収支が赤字になる団体が増加する。

改革試案による交付税への影響

単位：億円

	総額	市町村分	都道府県分
交付税増加額	5,193	3,773	1,420
基準財政収入10%算入	1,117	1,102	15
改革試案による交付税増加額	4,076	2,671	1,404

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」「令和6年度課税における住民税控除額の実績等」より作成。

改革試案による上位10団体への影響

単位：億円

	寄附受入額 (a)	寄附控除 額(b)	交付税補 填(c)	基準財政 収入10% 算入(d)	返礼品等 経費総額 (e)	返礼品等 経費割合	ふるさと 納税収支 (a)-(b)	経費差し 引き後収 支(a)- (b)-(e)	経費差し 引き、交 付税補填 後収支 (a)-(b)- (e)+(c)	改革試案 (a)-(b)- (e)+(c)- (d)
宮崎県都城市	193.84	2.65	1.99	19.38	95.38	49.2%	191.19	95.82	97.80	78.42
北海道紋別市	192.13	0.44	0.33	19.21	94.72	49.3%	191.69	96.97	97.30	78.09
大阪府泉佐野市	175.14	3.32	2.49	17.51	85.42	48.8%	171.82	86.41	88.90	71.38
北海道白糠町	167.78	0.06	0.04	16.78	83.76	49.9%	167.72	83.96	84.00	67.22
北海道別海町	139.03	0.27	0.20	13.90	68.83	49.5%	138.76	69.93	70.13	56.23
北海道根室市	125.54	0.32	0.24	12.55	61.55	49.0%	125.22	63.67	63.91	51.36
愛知県名古屋市	117.10	176.54	0.00	-	51.76	44.2%	-59.44	-111.20	-111.20	-111.20
静岡県焼津市	106.87	3.40	2.55	10.69	53.27	49.8%	103.47	50.20	52.75	42.07
福岡県飯塚市	105.13	2.37	1.77	10.51	52.45	49.9%	102.76	50.32	52.09	41.58
京都府京都市	100.06	82.43	61.82	10.01	47.60	47.6%	17.63	-29.98	31.85	21.84

出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」「令和6年度課税における住民税控除額の実績等」より作成

ふるさと納税制度における寄附に上限額設定

- 税制上の優遇措置を縮小するなら、本来は特例控除の段階的縮小が望ましい。
→寄附額の増加にともない自己負担額が増加していくという認定NPO法人への寄附金税制に近づけるため
- ふるさと納税は、国民的人気の制度となっており、特例控除の段階的縮小は政治的に困難
- 超富裕層への過度な恩恵を削減する提案なら実現可能性が高い



ふるさと納税制度における寄附に上限額（50万円）を設定

→独身者のケースで給与収入1804.7万円まで自己負担2千円で50万円の寄附が可能

寄附金上限設定後所得階級別影響：独身世帯

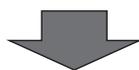
給与収入	寄附可能金額 (万円)	改革後寄附可 能金額(万円)	自己負担 (万円)	返礼品価値 額(万円)	改革後返 礼品価値 額(万円)	経済的利 得(万円)	改革後経済的 利得(万円)
300万円	2.8	2.8	0.2	0.76	0.76	0.56	0.56
400万円	4.2	4.2	0.2	1.14	1.14	0.94	0.94
500万円	6.1	6.1	0.2	1.65	1.65	1.45	1.45
600万円	7.7	7.7	0.2	2.09	2.09	1.89	1.89
700万円	10.8	10.8	0.2	2.93	2.93	2.73	2.73
800万円	12.9	12.9	0.2	3.50	3.50	3.30	3.30
900万円	15.2	15.2	0.2	4.12	4.12	3.92	3.92
1000万円	18	18	0.2	4.88	4.88	4.68	4.68
1500万円	39.5	39.5	0.2	10.70	10.70	10.50	10.50
2000万円	56.9	50	0.2	15.42	13.55	15.22	13.35
2500万円	85.5	50	0.2	23.17	13.55	22.97	13.35
3000万円	107.4	50	0.2	29.11	13.55	28.91	13.35

出所：総務省ホームページ「寄附控除シミュレーション」より作成。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html（閲覧日2024年8月14日）

ワンストップ特例制度の撤廃

- ふるさと納税による寄附に上限を設定するならば、ワンストップ特例制度を廃止し、確定申告をおこなった場合のみ寄付金控除を認めるほうが行政コスト削減につながる。
- ワンストップ特例利用者比率は2023年時点52.2%まで上昇したが、利用者の寄附金額、29.4%にとどまっている。
- →5箇所以上寄附をすることが多い高所得層は確定申告を利用



確定申告の利便性は、寄附証明書のオンライン交付により高まっており、ふるさと納税の理念（寄附先を自分で選択し、納税について自分ごととして考える）に沿ってワンストップ特例制度を廃止すべき、確定申告への誘導とマイナンバーカード普及にも貢献

ふるさと納税代行業者の規制 2025年10月より

- 寄附に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止すること
- 「区域内での工程が製造等ではなく製品の企画立案等であるもの」や「区域内で提供される宿泊等の役務」について、当該地方団体で生じた付加価値や、地域との関連性をより重視した形で、基準を見直すこと。（地場産品基準の改正）

ふるさと納税主要代行業者（マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体）

	自治体数	オンライン申請		特徴
		ワンストップ特例	確定申告	
楽天ふるさと納税	1,648	○	○	楽天ポイント付与、スーパーセールのショップ買い回り対象で、楽天市場と一体化
さとふる	1,336	○	○	さとふるマイポイント付与、PayPay、アマゾンギフトカードとの交換可能、ソフトバンク系列、自社で寄附受付、発送をおこなうため発送が早い。
ふるさとチョイス	1,788	○	○	全自治体の情報を掲載（申込可能自治体は全国約95%となる1,700自治体超：23年11月時点）（23年11月）、チョイスマイルを主要他社ポイントに交換可能、災害支援寄附に注力。
ふるなび	1,283	○	○	ふるなびコインを主要他社ポイントに交換可能、寄附金額50万円以上の高所得者向け寄附代行サービスを提供。
ANAふるさと納税	891	×	○	マイル付与、航空券宿泊プランなどANA限定返礼品
au PAY ふるさと納税	1,579	△（提供会社紹介）	○	ポイント寄附、キャリア決済可能
三越伊勢丹ふるさと納税	312	○	○	百貨店バイヤーが返礼品を選定
JALふるさと納税	438	○	○	マイル寄附、マイル付与、
ふるさとプレミアム	270	×	○	アマゾンギフトカード最大15%プレゼントキャンペーン

出所：楽天ふるさと納税の自治体数は楽天ふるさと納税ホームページ引用（<https://event.rakuten.co.jp/furusato/>；閲覧日2024年3月14日）、さとふる自治体数はさとふるホームページ（<https://www.satofull.jp/>；閲覧日2024年3月14日）、ふるさとチョイスの自治体数は、ふるさとチョイスホームページ（<https://www.furusato-tax.jp/>；閲覧日2024年3月14日）、ふるなび、ANAふるさと納税、au PAYふるさと納税の自治体数は、2024年3月9日時点（<https://diamond.jp/zai/articles/-/108715>；閲覧日2024年3月14日）より引用、ふるさとプレミアム自治体数はふるさとプレミアムホームページ（<https://26p.jp/>；閲覧日2024年3月18日）、三越伊勢丹ふるさと納税の自治体数は三越伊勢丹ふるさと納税ホームページ（<https://mifurusato.jp/>；閲覧日：2024年3月18日）

代行業者によるポイント付与の例

The screenshot shows the Furunabi website interface. At the top, there is a navigation bar with a search bar and links for 'ふるなびカタログ' and 'ふるなびトラベル'. Below the navigation, there are several promotional banners and service cards. The main banner features a '50%還元' (50% discount) promotion for 'ふるなびコイン' (Furunabi Coin) exchange, valid until September 1, 2024. Other cards promote 'ふるなびトラベル' (Furunabi Travel) and 'おせち' (Osechi) gifts. The bottom of the page has a footer with 'ふるなびコイン交換先' (Furunabi Coin Exchange) and 'ふるさと納税とは?' (What is Furusato Tax?) sections.

出所：ふるなびホームページ<https://furunabi.jp>（閲覧日2024年8月7日）

ポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止

松本総務大臣の発言

「ポイントの原資をどこから出してくるかは、各企業の会計上のことまでは我々もコメントできませんが、ふるさと納税のお金の流れの中だけで申し上げれば、先ほど申しましたように寄附額、元の住んでいる市が負担されているわけですが、その寄附額の中からポータルサイトに入っているところから、ポイントのお金も、流れから見たら出ているといってもいい部分もあるのではないかと」

2024/07/04 日本経済新聞 朝刊

「事業者側は全社がポイント原資は「自社負担だ」と主張」

31

ポイント等の付与を行う者を通じた募集を禁止

ポイント付与は、ふるさと納税取り扱いシェア拡大を目指した事業者間の競争

ポイント付与禁止が代行手数料の引き下げにつながる可能性は小さい

・自治体と代行業者との契約の大多数は成功報酬型であり、自治体側は手数料の引き下げより、返礼品増加につながる業者との契約を重視

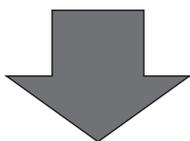
→楽天、さとふるなど大手は手数料の引き下げ提示をしない可能性大

契約手数料の引き上げ競争を促すなら、自治体が契約する代行業者については競争入札とさせるべき

32

代行業者規制強化の弊害

泉佐野市のようにふるさと納税寄附先上位団体は、直営サイト経由で寄附増加をめざす可能性



小規模な自治体では、直営サイト開設はコストが高いため、上位団体への寄附の集中度が高まるおそれあり

上位団体の直営サイトが本当にコストが低いのかも検証が必要

33

直営サイトと代行業者の商品比較

ふるさとチョイス



【訳あり】アトランティックサーモンはしっこ 1kg 小分け 250g×4【北国から…

10,000 円 (10,000 ポイント)

【北国からの贈り物×泉佐野市】"訳あり"ですが、品質は格別!

冷凍 別送

さのちよく



G1056 【訳あり】アトランティックサーモンはしっこ 約1kg 小分け 250g×4P

ふるさと納税3.0対象品 8,000円

出所：ふるさとチョイスホームページ<https://www.furusato-tax.jp/city/info/27213>、泉佐野市ホームページ<https://furusato-izumisano.jp>（閲覧日2024年8月7日）

34

代行業者について

- 多くの自治体が複数のふるさと納税代行業者を利用している。
- 代行業者の中には、ふるさと納税の「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」に抵触する業者や、ふるさと納税の理念（納税者が寄附先を選択する制度・・・納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会）に反するよう業者も存在する。
- ポイント規制に加えて、適正な募集を実施しているかどうかを認証する制度が必要では？

代行業者について

ふるなび
Premium

ご利用の流れ | ふるなびプレミアムについて | プラン例



ふるなびプレミアムは
寄附金額50万円以上の方限定のサービスです

※目安年収2,000万以上。控除上乗換の目安はこちらから確認いただけます
※ご自身でふるさと納税をお申し込みの場合はふるさと納税サイト「ふるなび」をご利用ください。

まずはお気軽にお問い合わせください

Webお申し込み

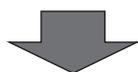
ふるなびプレミアムはこんな方におすすめです

ふるなびプレミアムは、2015年に開始した国内初のふるさと納税の寄附代行サービスです。
現在登録者数は2,000人を超えています。 ※2022年12月現在

ふるなびプレミアムホームページ<https://furunavi.jp/Premium> 閲覧日2024年9月27日引用

代行業者の認証基準

- アマゾンギフト券プレゼントなど不適切な募集をおこなっているか
- 寄附先の選定を代行していないか
- 災害寄付金の受付などに力を入れているか
- 自治体の取り組みの紹介を積極的におこなっているか



- 有識者による第三者委員会を設置し、審査すべき

参考文献

- 伊藤敏安(2020)「市町村のふるさと納税寄附金はどう使われたか？」『修道法学』第43巻第1号, pp.59-107.
- 伊藤敏安(2022)「ふるさと納税は地方交付税をどれほど毀損しているか？」『修道法学』第44巻第2号, pp.31-51.
- 伊藤敏安(2023a)「ふるさと納税は市区町村間の歳入格差をもたらしているか？」『修道法学』第45巻第2号, pp.27-36.
- 伊藤敏安(2023b)『本当は恐ろしい「ふるさと納税」：地方交付税が奪われる』東京図書出版.
- 鈴木善充・武者加苗・橋本恭之(2016)「札幌市におけるふるさと納税の現状について」『生駒経済論叢』第14号, pp.61-77.
- 嶋田暁文(2019)「「ふるさと納税」再考—その問題点と制度見直しを踏まえて—」『地方自治ふくおか』No. 69, pp.95-11.
- 野口悠紀雄(2007)「「超」整理日記 (Number 386) 「ふるさと納税」が招くモラルの低下」『週刊ダイヤモンド』第95巻第41号, pp.150-151.
- 土屋仁美(2020)「ふるさと納税返礼品競争の要因と問題点」『金沢星陵大学論集』第53巻第2号, pp.29-39.
- 橋本恭之・鈴木善充(2016)「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号, pp.13-26.
- 橋本恭之(2019)「ふるさと納税制度と国・地方の財政」『関西大学経済論集』第69巻第1号, pp.1-23.
- 橋本恭之・鈴木善充(2021)「ふるさと納税制度の見直しの影響について」『関西大学経済論集』第70巻第4号, pp.557-571.
- 橋本恭之(2022)「所得再分配とふるさと納税」『関西大学経済論集』第71巻第4号, pp.385-401.
- 橋本恭之(2023)「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」『都市とガバナンス』Vol.40, pp.16-22.
- 平田英明(2023)「国と地方のあるべき関係下：ふるさと納税、ゆがみ大きく」日本経済新聞社、経済教室、2023年12月27日朝刊.
- 柳下正和(2021)「ふるさと納税に関する一考察」The Josai Journal of Business Administration, Vol.17, No.1, pp.55-63.

第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】令和6年11月8日（金）18:00～19:30

【場所】中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及び Skype for Business によるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

堀場座長、木村委員、國崎委員、佐藤委員、宍戸委員、西川委員、橋本委員、花井委員、福重委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
「ふるさと納税制度の総括」
- 3 閉会

【議事概要】

「ふるさと納税制度の総括」

（1）説明

発表資料に基づき、橋本委員より説明。

（2）質疑応答

- ふるさと納税収入の10%を基準財政収入額に算入することを提案されているが、そもそも、ふるさと納税収入というのが、基準財政収入額の考え方になじむのか、制度的に行いうるのかという議論もあるのではないか。
- 例えば、ふるさと納税収入の多い団体では、その収入を特定目的基金や財政調整基金に積み立てているところもある。税金そのものではなく、そうしたストックである基金を一種の財政力とみなして、財政収入の見込みに用いることも考えられるのではないか。
- 収入を見込む際に、あくまで決算実績を基にするほかないため、収入額と

いう概念にはそぐわないのではないかという点や、経常的な収入とは言い難いものを基準財政収入額に含めるのは、その考え方からしても難しいのではないかという点もある。

→ 概算額を計上した上で、事後的に精算するという制度も技術的には考えられるのではないか。また、より現実的には、基準財政収入額に含めないとしても、交付税の算定の中で何らかの形で加味するなど、自治体の行動変化につながる別の制度設計をすることも考えられるのではないか。

○ 「ふるさと納税上位10団体の推移」（資料9ページ）に関連して、上位10団体の全国シェアが13～14%にも及ぶ中、その他の団体のふるさと納税収入の状況はどのようになっているのか。地場産品が特に無いような団体などでは、ほとんど収入がないような状況なのか。

→ 地場産品基準については、地元の菓子屋などの商品や、その自治体に立地する工場で生産される食料品・日用品など、どの団体も工夫を凝らして返礼品の掘り起こしに取り組んでおり、収入がゼロという団体はほとんど見当たらない。新たな地場産品を生み出す取り組みをしている自治体もみられている。

○ ふるさと納税制度の見直しについて、これまで党税調においては、どのような議論がなされてきたのか。

→ より制度を使いやすくする観点からは、ワンストップ特例や特例控除の導入、また、過度な返礼品競争への対応としては、自治体指定制度の導入等、党税調で議論いただいた内容を踏まえ、法律改正、制度改正を実施してきたところである。

○ ふるさと納税による、家計や自治体間における再配分の評価について、これまでどのような研究や分析がなされているのか。

→ 家計については、節税分で実質的な負担が減っているという計算のもとで、累進課税の効果を弱める方向に働いているという分析を行ったことがある。自治体間の配分については、寄与しているという論文もある一方で、寄与

していないという主張もみられるなど、先行研究においては双方の見解が存在している。

